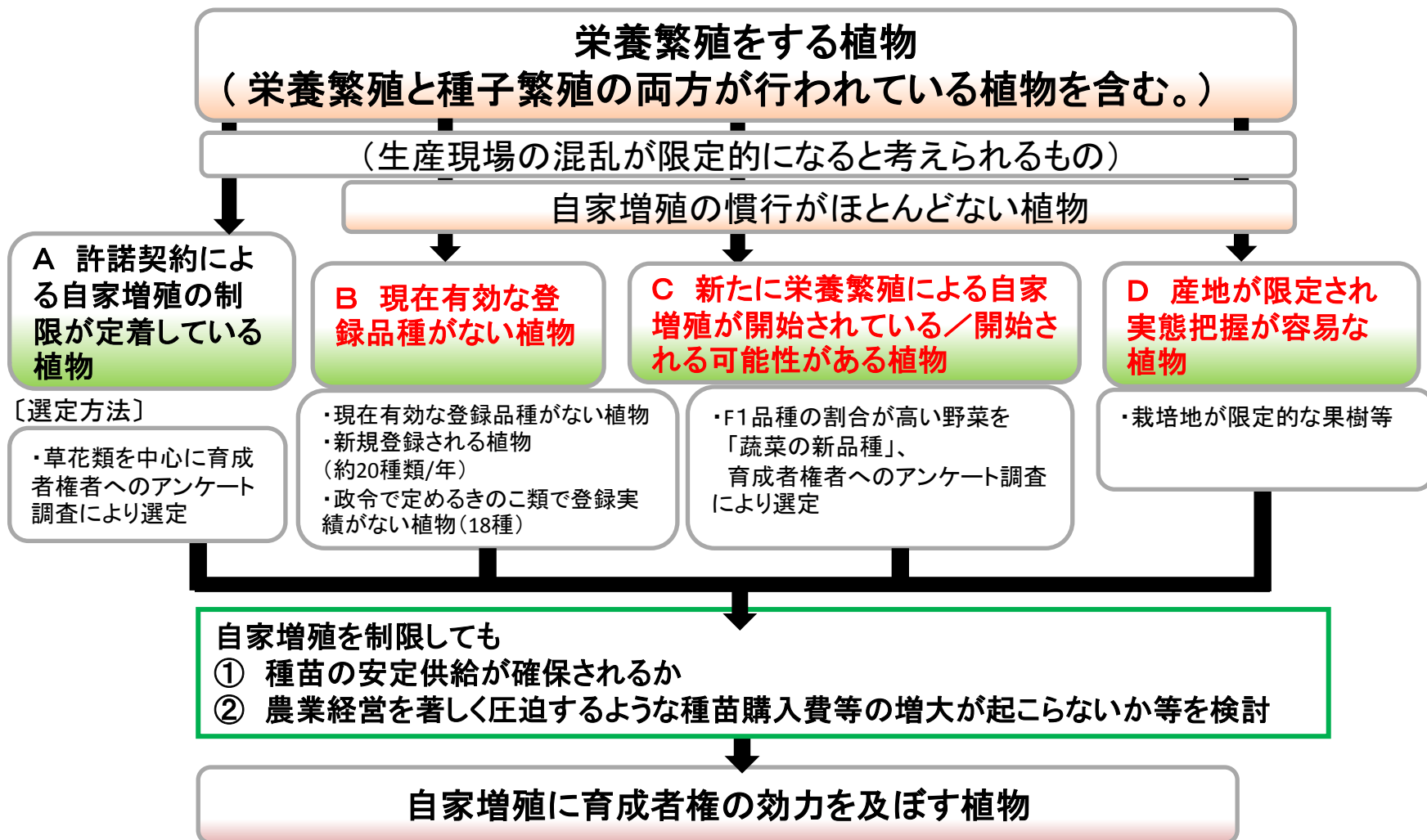


- 育成者権者の正当な利益を守ることにより、新品種開発を促進し、種苗産業の競争力強化を図るため、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者権の効力が及ぶ範囲を拡大することが必要。
- しかし、現状では、生産者において、種苗法制度についての認識が十分でなく、自家増殖に育成者権の効力が及ぶこととした場合には、作物によっては生産現場で混乱が起こる可能性。



注：この図の整理にかかわらず、契約で別段の定めをした場合は、自家増殖に育成者権の効力が及ぶ。

【想定される植物】

A 許諾契約による自家増殖の制限が定着している植物

育成者権者アンケートの調査結果から選定（※調査は、生産者調査の対象とした 133品目のうち、食用作物及び品種登録がない植物を除き、現在登録が1品種のみの植物（主に草花類）を追加して実施）

B 現在有効な登録品種がない植物

（現在有効な登録品種がない植物（審査基準はあるが登録実績がない植物、登録期間が終了した植物等））

ゆうがお種、とうがん属、つるむらさき属、カリフラワー変種、ブロッコリー変種、

ほうれんそう属、コールラビ変種、めキャベツ変種、セロリー種、セリ属、オランダゼリ属（パセリ）、にんじん属、ギバシス属（ブライダルベール）、アイリス属、アカシア属、あざみ属、アジアンタム属、アローカシア属、びゃくしん属、いわひば属、エビデンドラム属、えびね属、オーニソガラム属 等

（新規登録される植物（これまでに登録実績がなく、新規登録申請中の植物））

バナナ種、アグラオネマ属、あさひかずら属、いわなんてん属、アピオス属、ハナズオウ属、アユガ属、アルブカ属、イベリス属、ウンキニア属、エスカリョニア属、バウエラ属 等

（政令で定めるきのこ類でこれまでに登録実績のない植物）

おおひらたけ種、きくらげ種、きぬがさたけ種、ひらたけ種 等（18種類）

C 新たに栄養繁殖による自家増殖が開始されている／開始される可能性がある植物

トマト種、きゅうり属（きゅうり種、しろうり種、メロン種）、すいか属、キャベツ亜種、ケール変種 等

D 産地が限定され実態把握が容易な植物

バナナ種